**基本契約書（商品取引）**

会社名：株式会社研美社（以下、「甲」という。）と、会社名：　　　　　（以下、「乙」という。）とは、甲と乙の間における継続的商品取引について、次の通り、基本契約を締結する。

第1条（目　的）

甲は乙に対して、甲の取扱い商品（以下、「商品」という。）を、継続的に売渡し、乙は、これを継続的に買受ける。

第2条（発注）

1．発注は、乙が甲の注文様式に従って行う。

2． 甲は、乙より発注を受けた2営業日以内注文確認書を返送し、これを受けるものとする。注文確認書には，発行年月日、品名、単価、数量、納入期日、納入場所、納入方法等を記載する。

第3条（引渡し）

甲から乙への引渡しは、甲が注文確認書で指定した納入期日までに、乙が指定した納入場所に本製品が納入されたときに完了する。

第4条（品質保証）

甲は、乙に対し、本製品について次の各号を保証する。

(1)　第三者の有する工業所有権、著作権、肖像権、プライバシーの権利およびその他一切の知的財産権を侵害していないこと

(2)　不正競争防止法の規定する不正競争に該当する行為をしていないこと

(3)　乙が、本製品の品質に関し、もしくは真正品でないとして、乙の顧客または第三者から苦情・クレーム等（訴訟を含むがこれに限られない。以下「苦情等」という）を受けた場合、甲は、甲の費用負担で苦情等に対処し、乙が、乙の顧客または第三者に対し損害賠償金を負担した場合、甲は乙に対し乙の負担額と同額を支払う。

第5条（検　品）

　1．乙は、本製品受領後速やかにこれを検査し、本製品の瑕疵、数量不足、数量過剰、品目違い等を発見したときは、直ちに甲に申し出るものとする。

2． 甲は、前項の申し出があった場合には、乙の指示に基づき速やかに甲の費用負担により不足品または代品の納入、過納品の引き取り等を行う。

第6条（支払方法）

　1．支払いは甲の定める方法内より乙が選択し、甲に申請することにより決定する。銀行振込の場合は、甲は乙の定める振込日にて期限を定める。

2． 乙は、請求書を受領した日から起算して　　日内に何ら異議を述べないときは、請求内容を了承したものとみなす。

3． 乙は、乙の選択した内容に基づく方法により本製品の代金を支払う。

第7条（事前通知）

甲は乙に対して、本契約に基づく甲の販売活動に影響を及ぼすおそれのある事由が生じたときは、あらかじめ書面をもって乙に通知するものとし、乙の事業に変更を加える場合には、更に乙からの事前承諾を受けるものとする。

第8条（秘密保持）

甲および乙は、本契約および個別契約において相手方の営業秘密および個人情報の開示を受ける場合、別途これらの情報の管理について協議の上その取扱いについて契約書を作成するものとする。

第9条（解約）

甲及び乙は、相手方に対して２ヶ月以上の予告期間をおいた書面による通知をもって本契約を解約することができる。

第10条（解除）

1．甲及び乙は、相手方が本契約又は個別契約の各条項に違反した場合、相手方に対して違反の是正を書面により申し入れ、その後３０日を経過するもなお是正されない場合は、本契約又は個別契約の全部若しくは一部を解除することができる。

2．甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当するときは、相手方に対して何等の催告なしに本契約又は個別契約の全部若しくは一部を解除することができる。

(1)　差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立を受け、又は滞納処分、保全差

押を受け、若しくはこれらの申立、処分を受けるおそれのある事由が生じたとき。

(2)　支払停止若しくは支払不能に陥ったとき、又は手形交換所から不渡り処分若しく

は取引停止手形処分を受けたとき。

(3)　破産、再生手続開始、更生手続開始、私的整理手続開始、特別清算の申し立てが

あったとき。

(4)　営業の停止又は解散。

(5)　反社会勢力とのかかわりがある、又はそのおそれがあると認められる相当の事

由があるとき。

(6)　その他資産、信用状況が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事

由があるとき。

第11条（損害賠償）

甲又は乙は、相手方が本契約又は個別契約の各条項に違反した場合、若しくは第10条２項に基づき本契約を解除した場合、これによって被った損害の賠償を相手方に請求できる。

第12条（規定外条項）

本契約に定めのない事項が生じたとき、又は、本契約各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙各誠意をもって協議し、これを解決する。

以上、本契約の成立を証するため、甲乙各１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

甲：住所

会社名

代表取締役　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙：住所

会社名

代表取締役　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印